

平成 27 年 4 月 23 日

各 位

会社名 株式会社カンセキ
代表社名 代表取締役社長 長谷川 静夫
(コード番号：9903 東証 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 高橋 利明
(電話 028-659-3112)

「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部変更および新たな内容の追加について

平成 27 年 4 月 9 日付け「定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示いたしました、定款の一部変更について、内容の一部変更および今回新たな内容の追加について、本日開催の取締役会において下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

定款変更の内容

(1) 変更後の定款

1. 定款変更の目的

- (1) 会社に設置される機関をより明確化するため、規定を新設するものであります(変更案第 3 条)。
- (2) インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等記載事項について、インターネットを利用する方法で開示提供できるよう規定を新設するものであります(変更案第 15 条)。
- (3) 株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数に関する定めを追加して規定するものであります(変更案第 17 条)。
- (4) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行会社法の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨の規定を新設するものであります(変更案第 26 条および第 34 条)。なお、第 26 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 上記条文の新設等に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は4月9日付および本日付決議の変更箇所を、マーキング箇所は本日付決議の変更箇所を示しております)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> | <p><u>(機関)</u></p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> |
| <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> | <p>第4条～第14条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または、表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |
| <p>第14条 (条文省略)</p> | <p>第16条 (現行どおり)</p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> |
| <p>第16条 (条文省略)</p> | <p>第18条 (現行どおり)</p> |
| <p><u>(取締役の設置)</u></p> <p>第17条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第18条～第24条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> | <p>第19条～第25条（現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> |
| <p>第26条～第27条（条文省略）</p> <p><u>（監査役および監査役会の設置）</u></p> <p><u>第28条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> | <p>第27条～第28条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> |
| <p>第29条～第33条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> | <p>第29条～第33条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> |
| <p><u>（会計監査人の設置）</u></p> <p><u>第35条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> | <p style="text-align: right;">（削除）</p> |
| <p>第36条～第42条（条文省略）</p> | <p>第35条～第41条（現行どおり）</p> |

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年 5月28日
 定款変更の効力発生日 平成27年 5月28日

(2) 変更前の定款

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会参考書類記載事項について、インターネットを利用する方法で開示提供できるよう規定を新設するものであります（変更案第 15 条）。
- (2) 株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数に関する定めを追加して規定するものであります（変更案第 17 条）。
- (3) 現行会社法の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約（責任限定契約）を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第 27 条および第 36 条）。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------|--|
| (新設) | <u>(機関)</u> <u>第 3 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> |
| 第 3 条～第 13 条（条文省略） | 第 4 条～第 14 条（現行どおり） |
| (新設) | <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または、表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> |
| 第 14 条（条文省略） | 第 16 条（現行どおり） |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> |
| <p>第16条～第24条 (条文省略)</p> | <p>第18条～第26条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> |
| <p>第26条～第33条 (条文省略)</p> | <p>第28条～第35条 (現行どおり)</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> |
| <p>第35条～第42条 (条文省略)</p> | <p>第37条～第44条 (現行どおり)</p> |

3. 日程（予定）

| | |
|-------------------|------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成27年5月28日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成27年5月28日 |

以上